

法人の県民税・法人の事業税等の税率について

1 法人の県民税（均等割）

資本金等の額	1,000万円以下の法人	1,000万円を超え1億円以下の法人	1億円を超え10億円以下の法人	10億円を超え50億円以下の法人	50億円を超える法人
均等割額(年額)	21,400円	53,500円	139,100円	577,800円	856,000円

群馬県ではぐんま線の県民税(県民税均等割の超過課税)を導入しています。平成26年4月1日以後に終了する事業年度から、資本金等の額により、年額1,400円～56,000円(均等割の税額の7%相当額)が上乘せとなっています。

2 法人の県民税（法人税割）

区分		事業年度開始日	
		H26.10.1～R1.9.30	R1.10.1以後
①資本(出資)金の額が1億円を超える法人	超過税率	4%	1.8%
②法人税額が年1,000万円を超える法人		(注)	(注)
③保険業法に規定する相互会社			
①～③以外の法人	標準税率	3.2%	1%

(注) ①～③の法人については県民の安心・安全な暮らしを実現するための群馬県独自の施策をさらに推進するため、標準税率に0.8%上乘せする超過課税にご協力をいただいています。  
【超過課税の延長について】  
引き続き令和8年4月30日までの間に終了する事業年度について適用させていただくこととなりました。

3 法人の事業税

区分		事業年度開始日				
		H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～R1.9.30	R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1～R4.3.31	R4.4.1以後
外形標準課税対象法人 (資本(出資)金が1億円超の普通法人)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.6%	0.3%	0.4%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.3%	0.5%	0.7%	
		所得のうち年800万円を超える金額	3.1%	0.7%	1%	
		3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	3.1%	0.7%	1%	
	付加価値割	0.72%	1.2%	1.2%		
	資本割	0.3%	0.5%	0.5%		
一般法人 (外形標準課税対象法人を除く。)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3.5%	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.1%		5.3%	
		所得のうち年800万円を超える金額	6.7%		7%	
		資本(出資)金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	6.7%		7%	
特別法人 (協同組合、信用金庫、医療法人等)	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.4%		3.5%	
		所得のうち年400万円を超える金額	4.6%		4.9%	
		資本(出資)金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人の所得	4.6%		4.9%	
電気(※を除く)・導管ガス供給業、保険業	収入割	0.9%			1%	
※電気供給業のうち小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給業を行う法人	資本(出資)金が1億円以下の普通法人等	収入割				0.75%
		所得割(電気供給業に係る分)	(注) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、小売電気事業等・発電事業等を行う法人の税率が変更となっていますので、ご注意ください。			1.85%
	資本(出資)金が1億円超の普通法人	収入割				0.75%
		付加価値割(電気供給業に係る分)	あわせて、特別法人事業税の税率も変更となっています。			0.37%
	資本割(電気供給業に係る分)				0.15%	
特定ガス供給業	収入割	令和4年4月1日以後に開始する事業年度について、ガス供給業のうち、一般ガス導管事業・特定ガス導管事業以外で、ガス事業法に規定するガス製造事業者(特別一般ガス導管事業者の供給区域において液化ガス貯蔵設備を維持し、運用するものに限る)である法人が行うもの。			0.48%	
	付加価値割				0.77%	
	資本割				0.32%	

4 地方法人特別税

区分	課税標準	事業年度開始日		
		H27.4.1～H28.3.31	H28.4.1～R1.9.30	R1.10.1以後
外形標準課税対象法人	法人事業税の所得割額	93.5%	414.2%	廃止
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)		43.2%		
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)				
電気・ガス供給業、保険業	法人事業税の収入割額	43.2%		

5 特別法人事業税

区分	課税標準	事業年度開始日		
		R1.10.1～R2.3.31	R2.4.1～R4.3.31	R4.4.1以後
外形標準課税対象法人	法人事業税の所得割額	(注) 令和元年10月1日以後に開始する事業年度については、4の地方法人特別税が廃止され、5の特別法人事業税が創設されました。これに伴い、法人事業税の税率も変更になりますので、ご注意ください。		
一般法人(外形標準課税対象法人を除く)		260%		
特別法人(協同組合、信用金庫、医療法人等)		37%		
電気(※を除く)・導管ガス供給業、保険業		34.5%		
※電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等を行う法人	法人事業税の収入割額	30%		
特定ガス供給業	法人事業税の収入割額	(注) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、小売電気事業等・発電事業等を行う法人の税率が変更となりますので、ご注意ください。		40%
		上記3に記載される特定ガス供給業にかかるものが対象となります。		62.5%

【お願い】  
事業年度開始日によって、右表のとおり適用される税率が異なります。ご確認の上、申告いただきますようお願いいたします。